省　令

○農林水産省令第十六号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第五条第三項の規定に基づき、肉用子牛生産安定等特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

肉用子牛生産安定等特別措置法施行規則の一部を改正する省令

肉用子牛生産安定等特別措置法施行規則（平成元年農林水産省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第一条の表黒毛和種の項中「二百四十キログラム」を「二百五十キログラム」に、「三百十キログラム」を「三百二十キログラム」に改め、同表褐毛和種の項中「三百四十キログラム」を「三百三十キログラム」に改め、同表無角和種の項中「二百三十キログラム」を「二百キログラム」に、「三百キログラム」を「二百七十キログラム」に改め、同表日本短角種の項中「三百キログラム」を「二百八十キログラム」に改め、同表アンガス種及びヘレフォード種の項中「百八十キログラム」を「二百六十キログラム」に、「二百八十キログラム」を「三百十キログラム」に改め、同表ホルスタイン種（雌を除く。）の項中「二百二十キログラム」を「二百五十キログラム」に、「三百十キログラム」を「三百三十キログラム」に改め、同表ホルスタイン種を母とする交雑種の項中「二百二十キログラム」を「二百六十キログラム」に、「三百十キログラム」を「三百二十キログラム」に改める。

第八条中「第一条各号」を「第二条各号」に改める。

第九条中「第九条第一項」を「第十条第一項」に改める。

附　則

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

○農林水産省令第十七号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第三条第一項の規定に基づき、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一の5の(1)のウ中「牛のせき柱（胸椎横突起、腰椎横突起、仙骨翼及び尾椎を除く。）」を「牛（月齢が30月以下の牛（出生の年月日から起算して30月を経過した日までのものをいう。）を除く。）の脊柱（背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。）」に改める。

附　則

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。